

情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会
基本政策委員会（第8回） 議事録

1 日 時

平成26年6月10日(火) 午後13時00分～15時10分

2 場 所

合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（主査）、江崎 浩、大谷 和子、酒井 善則、菅谷 実、砂田 薫、
関口 博正、辻 正次、東海 幹夫、長田 三紀、平野 祐子、舟田 正之、
三友 仁志（以上13名）

(2) 総務省

鈴木 茂樹（総括審議官）、吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、
安藤 友裕（電気通信事業部長）、吉田 博史（事業政策課長）、
竹村 晃一（料金サービス課長）、河内 達哉（データ通信課長）、
杉野 勲（電気通信技術システム課長）、宮地 俊明（高度通信網振興課長）、
玉田 康人（消費者行政課長）、竹内 芳明（電波政策課長）、
布施田 英生（移動通信課長）、柴崎 哲也（事業政策課企画官）、
柴山 佳徳（事業政策課調査官）、片桐 義博（料金サービス課企画官）、
藤波 恒一（消費者行政課企画官）、松井 正幸（利用者情報室長）、
石谷 寧希（事業政策課課長補佐）、大手 英明（事業政策課課長補佐）、
大澤 健（料金サービス課課長補佐）

4 議 題

- (1) 2020年代に向けた固定通信分野の競争政策の在り方
- (2) 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方
- (3) その他

開 会

(山内主査) 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、「情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会 基本政策委員」第8回の会合を開催いたします。

早速ですが、議事に入りたいと思います。本日の議題は、まず、1つが「2020年代に向けた固定通信分野の競争政策の在り方」、2つ目が「市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方」ということで、この2点を予定しております。

それでは、早速ですが、「2020年代に向けた固定通信分野の競争政策の在り方」について事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) お手元の資料8-1、「2020年代に向けた固定通信分野の競争政策の在り方」をお開きください。

まず、2ページ目でございます。検討の全体像ですが、左枠の中の固定通信、(3)超高速ブロードバンドの高度化・低廉化・強靱化というのが本日のテーマとなります。

続いて、3ページでございます。現状と2020年代に向けた課題ということで、コンテンツの大容量化、モバイル・トラフィックのオフロード、基地局回線の需要増大等により、固定通信と移動通信は相互補完を果たすものでございます。固定通信の重要性がますます増大していると考えております。

他方で、超高速ブロードバンド基盤の整備率は97.5%ですが、その利用率は50%を超える程度となっており、この超高速ブロードバンド基盤の普及促進や設備の利用率の向上が課題となっております。

そこで、論点を2つ掲げさせていただいております。(1)光ファイバ基盤(アクセス回線)に係る競争政策の在り方。NTT東西の光ファイバの接続ルールの在り方、例えば、分岐単位接続料の設定の是非等、あるいは卸取引の在り方についてどう考えるべきか。(2)NGN(コア網)の更なるオープン化の在り方についてご議論いただきたいと思っております。

次ページ以降は目次であり、25ページまでが市場の現状、あるいは制度の概要となります。若干細かい点もございますが、ご容赦いただければと思います。

まず、6ページでございます。我が国における光ファイバの利用状況の資料でございます。一番右にデータがございますが、総計で1,751万回線でございます。そのうち、約8割弱がNTT東西の設備となっております。その8割の設備を、例えばシングルスター方式、これはマンション向けで、1芯の光ファイバをマンションまで差し込んでマンションの中で分岐するタイプです。それから、

シェアアクセス方式、これは局外スプリッタで最大8つまで分岐し、利用者を増やす方式です。この2つの方式がございます。いずれも30%ないし10%の他事業者の利用率となっている状況でございます。

次の7ページは、これから芯線数や回線数、契約者数という言葉が出てきますが、それを整理したものでございます。

下の方に図が2つございます。シングルスター方式とシェアアクセス方式とありますが、まず、芯線数はNTT局舎から出ているもので、回線数は分岐した後のものでございますが、シングルスター方式につきましては、芯線数と回線数は一緒でございます。

契約者数はマンションなどで分岐しますので、契約者数が増えることでございます。他方、シェアアクセス方式は、芯線数1に対して最大8つ回線数がございますので、8つに増えます。それが契約者数となると、こういう図でございます。

また、左の赤いところですが、全芯線数のうちの未利用芯線が約5割弱あるので、未利用芯線のこれからの利用も課題となっております。

続きまして、8ページでございます。光ファイバの契約者数の推移の図でございます。右肩上がりで近年伸びておりますが、伸び率は鈍化しているということと、NTT東西のシェアが依然として7割強を占めている状況が分かるかと思えます。

続いて、9ページ目でございます。いわゆる接続料の推移の図でございます。左の中程に接続料の式がありますが、原価を需要で割るというものが接続料の考え方でございますが、需要の増加に伴って、右肩下がりで低廉化してきております。

他方で、26年度から28年度につきましては需要が飽和している等の理由により、下げ止まり傾向にあるとみております。ただし、オフロード需要の高まりなどがございまして、需要を喚起すれば、再び接続料の低廉化も可能かと考えております。

続いて、10ページでございます。固定系超高速ブロードバンドの潜在需要でございます。左の図にございますように、超高速ブロードバンドの契約者数は、移動系が固定系を抜いております。

他方で、例えば移動と固定の連携サービス、あるいは移動系では実現できない大容量通信など、固定系に対する潜在需要はまだまだあると考えているものでございます。

11ページ以降は、制度の内容となります。まず、12ページでございますが、いわゆる固定通信分野における非対称規制の概要でございます。

NTT東西の加入者回線、光ファイバ、メタル回線につきましては、他事業者の事業展開に不可欠な設備でございまして、この点に着目し、例えば光ファイバの開放義務等であります第一種指定設備制度、あるいは特定の事業者のみを有利に扱わない等とする禁止行為規制等を課しているものでござ

ございます。

特に 13 ページ、第一種指定設備制度の概要でございますが、まず、他の事業者の事業展開に不可欠な設備として第一種指定設備は存在しています。当該設備を設置する事業者に対して、接続料とか条件の公平性・透明性、あるいは迅速性を確保するために規律を課していることがございまして、ポイントは 3 つございます。

1 つが接続の条件につきまして、接続約款を定めて総務大臣の認可を受けることでございます。2 つ目が認可を受けた約款に定める料金、条件等で接続協定を締結することが原則です。3 つ目は、この接続料は機能ごとに収入と原価が一致するように定める、ということでございます。

続きまして、14 ページ目は接続料の体系でございます。先ほど申し上げましたとおり、接続料の原価を需要で割るものございまして、その考え方は、設備コストの発生の態様を考慮いたしまして、社会的経済的にみて、合理的なものとなるように設定するよう省令に書かれており、社会的あるいは経済的に変化があれば、その都度見直すことが必要と考えております。

15 ページは、いわゆるアンバンドルの基準でございます。先ほどの接続料は機能ごとに定めると申し上げましたが、機能をどう切り出すかということございまして、現在、40 機能が総務省令でアンバンドルされております。その切り出しの基準は、②のアンバンドルの基準に掲げているとおり、具体的な要望があること、技術的に可能であること、過度な経済的負担がないことに留意、これらの 3 つの要件を踏まえてアンバンドルするという基準になってございます。

次の 17 ページでございますが、現行の接続料等の動きでございます。まず、現行の接続料は、芯線単位の接続料になっております。

なぜ、この方式を使っているかといいますと、ここに書いてありますように、NTT 東西のシェアドアクセス方式、これは戸建て用の方式ですが、これを他事業者が利用する場合において、NTT 局舎の装置 (OSU) と、ユーザ宅内の装置 (ONU)、この 2 つを設置・専用することが前提となります。

この 2 つの装置の間にある光ファイバについても、当然、当該事業者の専用とすることが必要と考えておりますので、現行においてはこの専用する芯線当たりで接続料を考えているものでございます。

なお、下に書いておりますように、現行では 2,808 円が接続料の水準となっており、利用者が 1 人であっても 8 人であっても、この 2,808 円の接続料は必要という状況でございます。

この現行の芯線単位の接続料の課題が次のページとなります。2 つ課題がございます。1 つが収容する利用者が 1 人であっても、8 人であっても「芯線単位接続料」の支払が必要でございまして、特に新規参入者にとっては負担感が大きいというご指摘をいただいております。

また、光配線区画ということで、その区画を NTT 東西が決定することになります。その平均世帯

数が約 40～50 でございますので、このエリアの中において活発な競争をいただくものでございますが、採算が取れるまでユーザ数を確保するのは難しいといった課題もあることでございます。

そういったことから、19 ページ、過去、議論をされてきておりますのが、いわゆる分岐単位での接続料についてでございます。

こちらは現行の芯線単位の接続料ではなくて、いわゆる利用者単位での接続料の設定でございます。2つの実現方法が議論されてきております。図で3つ、並列で書いております。一番上が現行の芯線単位の接続料。そして、(1)、(2) が議論されてきた、いわゆる分岐単位接続料でございます。

現行は、例えばネットワークの費用を 360 と仮定した場合、この図で言いますと芯線が2つございます。したがって、接続料は芯線数で割ることになりますので、180 の接続料となります。他事業者から見ますと、ユーザが2つ付いておりますので、1 ユーザ当たり 90 の費用となるのが現行の芯線単位接続料でございます。

(1)、(2) も同じですが、利用者数で割ることになりますので、左側に6の利用者が付いておりますので、360 を6で割るということで60の接続料で済むというのが分岐単位接続料の考え方でございます。

次の20ページは、これまで審議会等で議論されてきた分岐単位接続料に関するものでございます。過去の議論は主に OSU の共用についての議論でしたが、いずれにしても導入すべきという結論には至っておりません。

一番下でございます、平成24年度の情郵審の二次答申において2点いただいているのが、光配線区画のエリア拡大と、エントリーメニューという新規参入者に優しい制度を導入したらどうかということを提言いただきました。

それについての現状が次の21ページ目になります。いずれにしても、光配線区画の統合も、エントリーメニューの導入も、利用実績がほぼなく、なかなかこの取組はうまく行ってないものでございます。

そうした中で、23ページ目ですが、本年の5月13日、NTTよりいわゆる「サービス卸」の提供計画の発表がありました。ここに書いてあるのが概要でございます。

いわゆる「サービス卸」は、多様なプレイヤーに公平に提供する、あるいはB2CからB2B2Cに、BからBに卸を提供し、卸されたBがCに提供するイメージ。あるいは左の図にございます、通信キャリアとかMVNO、ISP、あるいは他産業に卸をするものでございます。

NTTのスケジュールによりますと、第3四半期のいずれかにおいてサービスの提供をスタートするイメージでいると、承知しております。

次の24ページが、全く詳細は不明でございますが、仮にこの「卸役務」をイメージ化すると、ということでございます。

上の資料が現行のいわゆる芯線単位の接続方式の図でございます。右側オレンジのところでは競争事業者が自らOSUを設置し、そこから芯線単位で接続するのが現行方式でございます。

仮に、これは想定イメージでございますが、「卸役務」をNTTが提供するとなると、下の図でございますが、いわゆるNTTがNGNを含めて、全体を卸すものになっており、その卸料金がユーザ単位で設定される可能性もある、という状況でございます。あくまでも想定イメージでございます。

そうしますと、次の25ページでございますが、これも想定イメージですが、仮に「卸役務」が実現した場合での課題でございます。

上の囲みでございますように、「卸役務」の料金が仮に利用者単位で設定される場合には、他方で接続料を現行の芯線単位のままにすると、OSUを自ら設置してFTTHサービスを提供する事業者が費用面で不利になる可能性がある、というご指摘をさせていただきたいと思っております。

27ページ以降が論点のご提示でございます。まず、論点①、「分岐単位接続料」の設定の是非でございます。まず、分岐単位接続料を導入すべきとのご意見をいただいておりますが、FTTHサービスの重要性が高まるなか、固定系超高速ブロードバンドの利用率の向上の観点から、改めて、どのように考えるべきか。特に、今後、仮にNTT東西が「卸役務」を「利用者単位」で料金設定する場合、他方で競争事業者が加入光ファイバを「接続」で利用する場合の接続料は、「芯線単位」を維持したままで競争上問題ないか、という問題提起がございます。

次の28ページ目がいわゆる「分岐単位接続料」についての各事業者等からのご意見でございます。分岐単位接続料を導入すべきとか、現行規制が適切とか、あるいは認めるべきではないといったご意見を整理させていただいております。

続いて、29ページでございます。論点の2つ目、「サービス卸」の料金・条件に対する規律の在り方でございます。

仮に、電気通信事業法上の「卸役務」に該当する場合、相対取引によって当事者間で定めた料金・条件で契約を締結することが可能でございます。NTT東西が第一種指定設備を利用して、「卸役務」を相対取引で提供する際の料金・条件の公平性の担保措置や透明性の在り方について、どう考えるべきか、というものが課題の2つ目でございます。

点線の四角囲みで制度の現状を掲げさせていただいております。「接続」と「卸役務」のいずれかの方式を当事者が任意に選択することが現在は可能でございます。「接続」については、先ほど申し上げたとおり、接続約款に基づき、一律に適用される接続料・条件で協定を締結することが可能でございます。他方、「卸役務」につきましては、相対で当事者間で個別に設定することが可能でござ

います。

なお、30、31 ページ目については、「卸役務」についての各事業者の要望書を整理してございます。

最後の論点、32 ページでございます。そもそもの話になるかと思いますが、電気通信事業法における「接続」と「卸」の関係でございます。「接続」は、公平性や透明性を確保するための規律でございます。物理的な接続形態を変えないままで法律上の位置付けを「卸役務」に変更するだけで、当事者間で定めた料金・条件で相対契約を締結することが可能になりますので、「接続」から著しく乖離した料金・条件を定めることができますが、そもそも、「接続」と「卸役務」の関係をどう考えるべきか、というのが論点の3つ目でございます。

続いて、33 ページ以降、NGN のオープン化でございます。34 ページ、NTT 東西が持つ NGN は、平成 20 年 4 月に商用サービスが開始されております。現在、4 つの機能のオープン化が実現しており、また、通信プラットフォーム機能のオープン化も実現しているところでございます。

事業者からは「品質保証型の IP 電話サービスの実現」等の要望があり、今、事業者間で協議が行われておりますが、次の 35 ページ、これについてのオープン化をどのように進めていくべきかを論点として掲げさせていただいております。

説明は以上でございます。

(山内主査) どうもありがとうございました。今日の最初の議題、固定通信分野の競争政策の在り方をご説明いただきました。これについて皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご質問でも結構です。何かありましたらどうぞ。

(酒井委員) 1 点、分からなくなりましたが。この 19 ページ、25 ページでも同じですが、簡単な計算が書いてありますけれども、これは主端末回線が一番上の現行は 2 本あって、一番下は 1 本なのですが、両方とも 360 と書いてあるのですが、下が 2 本になったら倍にならないのでしょうか。

(事務局) まず、19 ページの一番上に 360 と書いてあります。それから、今のご指摘では (2) の分岐単位のところの OSU 共用型についてご指摘いただいたと思っております。これにつきましては、小さい文字で恐縮ですが、オレンジの計算式の下に※を打っておりますとおり、設備の効率化により、この部分が低廉化することは当然あると思えますし、また、逆に、振分装置を新設することになりますので、その分、原価が上がっていくことも当然あり得ると考えています。その辺はこういう仮定を置いた上でご議論いただくことを想定しております。

(酒井委員) しかし仮定なら、2 本なら 2 倍の方が素直ではないのですか。主端末回線が一番上は 2 本書いてあって、分岐が 2 本書いてあって。

(事務局) もう 1 つ言えますのは、先ほど 7 ページで紹介しましたように、未利用芯線分がまだ半分弱ございまして、接続料原価を需要で除すことによって接続料を求めるという原則に照らせば、例

例えば主端末回線の利用が2本から1本になることによって、直ちに原価が圧縮されるわけではありませんので、さっき言いました原価の総体は変わらないような前提で、資料を作成させていただきました。

(酒井委員) そこまで聞けば分かりました。これだけ見ると、2本あるのに倍になってないのでおかしいなと思ったわけです。

(山内主査) それでは、ほかにご質問やご意見はいかがですか。

(江崎委員) 卸の方のお話ですけれども、B2B から B2B2C へ入れ替わることで、それまで直接だったものがワンフック間に入れることになると、特に禁止行為規制の部分が見えなくなってしまう可能性がある気がするのですが。

つまり、NTT 東西とどこかの ISP や、ISP とどこか別の、例えば NTT ドコモが契約できるとすると、そのときのルールが少し見えなくなる危険性があるのではないかと懸念されますが、これはどうなるのですか。

(山内主査) 事務局、いかがですか。

(事務局) 禁止行為規制については後半にご議論いただきたいと思うのですが、いずれにしても、NTT が考えるサービスの詳細がまだ不明でございまして、そこを明らかにしながら、今の論点を詰めたという考えでございます。

(山内主査) どういうサービスが出てくるのか分からないので、その点はまた。

(江崎委員) そうすると、やはりそういうことが起こらないように、卸のもう1つ先まで含めたオーディティングとかチェックをしないと、本来の公平性なり、競争環境を維持することができなくなる可能性があるんで、そこをしっかりと留意しないといけないかなと思います。

(山内主査) 卸のケースの公平性ということですね。そのほかはいかがでしょう。

(辻委員) 今、卸の懸念を江崎委員が言われましたが、説明されなかった点でもう1つ懸念があるのは、卸サービスになりますと、今までの ADSL でも光でもそうですが、卸を認めている国はサービスの多様性がなくなってしまうのです。

特に、イギリスの BT は、BT 3M というのでしょうか、BT が卸で ADSL 事業者に流した場合、料金やスピードが全部同じ金太郎飴になってしまって、それぞれ日本の場合は色々な ADSL 事業者がスピードや料金で競い合っていた面がなくなって。恐らく光でもイギリスでは同じような卸があるので、同じような例になっていると記憶しています。

それが今の説明にはなかったもので、いくつかのサービスの提供として接続と卸というのがありますが、その中の全般の中で、今の事業者の多様性を確保していく、つまり、卸で事業者の多様性を確保するのは、そもそも卸の原則から離れますので、市場の多様性、サービスの多様性を確保する

のであれば、接続の方でもバラエティを持たせないといけない。今の接続1本と卸1本だとすると、両方とも多様性がなくなってしまうのですね。

その点は、何か妙案といたしますか、サービスと料金の競争が事業者間で起こるような仕組みというのとは考えられますか。

(事務局) 25 ページをご覧くださいいただければと思います。今、先生ご指摘の点については、OSU という設備が NTT の局舎の中にございまして、一番下のⅣをご覧くださいますと、「卸役務」のところは、OSU の設備を他事業者が利用することになっております。この OSU が、サービスの多様性を生み出す設備でして、例えば最大 100MB のサービスを提供するか、1GB、2GB のサービスを提供するかというのが、この設備によって決まってくるので、サービスの多様性を生み出すためには、ここを各事業者が自前で設置することが重要かと思えます。

そういう意味では、この図で言いますと、Ⅰの現行方式と、Ⅱが各事業者がそれぞれ OSU を設置する方式、ⅢとⅣは NTT の OSU を使う方式になっております。

(辻委員) 確認ですが、前回の「光の道」の際、例の OSU まで開放する分岐単位の時に、確か NTT さんが OSU まで貸してしまうと、逆にバラエティがありすぎて、新幹線の上に普通電車が走るようなものだから、OSU だけは開放できないという議論があったと私は記憶しています。ここは、ⅠでもⅡでも、競争事業者が自分の OSU を置けるような仕組みですか。

(事務局) 今、先生がおっしゃっているのはⅢのケースだと思えます。OSU の上部、ネットワークの上部側に、振分装置を付けることによって、NTT とその他の事業者でこの OSU を共用する。あるいは、そこから下の主端末回線の部分を共有していく仕組みになっておりまして、それとは別に、先ほどご紹介した中で分岐単位接続料を実現するもう1つの方法、これがⅡでございまして、現在とはネットワークの構成を変えないまま、接続料の設定の算定方式を変えることによって、それを実現する方式であります。

(辻委員) よく分かりました。

(酒井委員) 私の記憶が正しければ、前回、この OSU の共有方式に関して、OSU まで開放してしまうと、そこで技術進歩があったときに、例えばその下に NTT 以外の端末が加わっていると、それを変更しにくいとか、あるいは、保守で利用者が別の会社にクレームを行っても、結局 NTT が対応する必要があるし、その意味でやりにくい話があったかと思えます。

今回、卸ができると、確かに全部同じ方式になるということだと思えますが、その点は、もういいのだという感じはしないでもないです。

ただ、確かに卸にしていまいますと、すべての OSU は NTT が設定したものに合ったものしかつなげない形に当然なりますので、そこは先生がおっしゃるとおり、バラエティはなくなります。

(山内主査) 可能性としては、卸と接続が並存すれば、上のいくつかのやり方でバラエティが出ることも考えられますよね。

舟田委員、どうぞ。

(舟田委員) 昔のことを思い出したのですが、なぜ接続と卸の2つの道があって、しかも、接続には非常に厳しい規制があるのに、卸には全く規制がないか、です。事業者が自由に選択すべきとなっている。制度の立て付けとしては非常に異例であって、やはりなぜこうなったかの由来から考えてみないといけないと思います。

2001年に卸制度ができたのですが、その前は、約款外役務とか業務委託とか、今はなくなっている死語ですが、古い方は覚えてらっしゃると思います。その趣旨は何かというと、当時は設備を設置して役務を提供する事業者を第一種と言って、設備を設置しないキャリアを第二種と分けていました(補足:この制度は2003年に廃止)。

第一種事業者というのは、自分で設備を設置してサービスを提供するのだから、他から借りて少しだけやるのではなく、原則として自前で設備を設置しなさいと。それは大変なことですが、それが第一種事業者としてのステイタスであり、社会的責務ということで、一種事業者に対しては厳しい規制を課していた。

それに対して第二種事業者は、他から借りることが前提ですから、原則自由ということになっていたと思います。

第一種事業者については、設備の量がいくらあればいいか、何回線あればいいかという需給調整を行っていたものですから、需給調整は競争原理になじまないのではないかとということもあって、一種と二種の区別は廃止された。

しかし、制度の趣旨として、まず、従来の業務委託とか約款外役務がなくなって現在の卸に一本化された趣旨は、もともとは設備を設置するキャリアは自前でなるべくやるべきということがあって、卸の場合はいわば例外的な位置付けであった。

どういうものが例外かということ、当時想定されていたのは、自治体や電力会社が光ファイバを持っていて、酒井先生はよく覚えていると思いますが、ダークファイバという言葉が当時は初めて知ったのですが、使われてない真っ暗なファイバということで、これはもったいないので、それを特に新規参入のキャリアが使えるようにする、他方で、NTTは自分でできるのだからいいだろうと。新規参入者が自治体から借りたらどうかというために作られたのが卸です。ですから、そもそも新規参入者の自前設置の代わりとして認めたのだろうと思います。

そういう流れから、今回、NTTさんから卸の提案があって驚いたわけですが、そんなことがあり得るのかと思いましたが、確かに法律上はいけないとは書いてない。

しかし、今言ったような卸制度の流れからすると、当然、当時から新規参入で第一種事業者が設備を設置してサービスを提供してきた事業者、特にこのペーパーでは、反対論が 31 ページにありますように、ケーブルテレビ事業者、電力系事業者、あるいは KDDI さんも一部そうだと思いますが、そういうものにとっては、NTT の卸は従来の政策なり、制度の立て付けとは違うものになるのだろうと思います。

ですから、私も、他方で NTT さんがなぜ卸にしたかを少し伺って、ビジネス上の理由はある程度理解したつもりですが、それを従来の制度の立て付けや政策と、今回の NTT の卸の提案をどのようにすり合わせていくのかが、非常に難しい問題だと思っております。

(酒井委員) 確かに卸というとビジネスの話なのですが。これは江崎先生の方が詳しいかと思いますが、昔は、ケーブルと交換機にスイッチがあり、ネットワークは作るものという感じだったのです。しかし最近ではむしろそのような設備を組み合わせ、Software Defined Network とも言われていますが、1つの大きなネットワークの中をいろいろ小分けして、それぞれで小さなネットワークを仮想的に作るといったことが、技術上、流行っております。総務省管轄の独立行政法人の情報通信研究機構においても一生懸命やっております。

そうすると、小口に分けて様々なネットワークを作ることは、技術上では1つの方向なので、それがこの卸という形になってきているのは、技術の方向としては正しいと思います。ただし、それを公平になるように、どのように担保したらいいのかというのはまた別の問題だとは思いますが、そこが難しいかと思えます。

(山内主査) なるほど。どうぞ、大谷委員。

(大谷委員) 少し古い話を舟田先生に思い出させていただいたので。私も、14年前になると思いますが、非対称規制が導入されてきた当時の資料が手元になかったので、事務局にお願いして平成12年の第一次答申を送っていただいて、復習をいたしました。

そのときにもやはり卸電気通信役務を解禁するにあたって、ダークファイバの議論が前提となることが書いてあることに加えて、一般利用者保護を目的とした規制とは異なる、例えば契約の届出などの規制を導入することが適当とされているなど、やはりキャリアズキャリアなのですが、キャリア同士での何らかの紛争とかトラブルの発生も想定した様々な仕組みがその当時から議論されていた痕跡に触れることができました。

例えば事後的な措置としての協議開始命令・裁定制度、それから、業務改善命令制度等の整備などにも触れております。また、卸電気通信役務についての一般的な規制とは別に、支配的事業者による優越性を背景とした不当な取引を防止する観点から、異なる扱いが必要ということを見越して、14年前なのに、よくよく考えてあると思えました。当時、ここにいらっしゃる先生も多数話されて

いたと思うので、私が読み上げるよりは、皆様のご記憶にあることの方が恐らく確かだと思いますが。

たまたま、これまでキャリアズキャリアといっても、あまり現実の問題ではなく、この点について議論を深めたり、制度として実装することがなされないで、今日に至っていると思います。ですので、何もない状態で接続と卸が並存することはおそらくあり得ないと思っております。卸ということの可能性、例えばニーズがあるのであれば、併せてまたあるべき規制についても、せっかくの機会ですので、ここで十分に検討することが必要だと思います。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、三友委員。

(三友委員) 制度的なことは私は十分理解していない点もあるので、その後の議論をお待ちしたいと思います。先ほど辻先生がおっしゃられた技術進歩が削られるということは、確かにあると思います。ただし、現在のネットワークの利用方法では、ネットワーク技術の進歩が我々の生活の中で利用するインターネットを支えているというよりは、どちらかという、OTT的なサービスの方に徐々にシフトしてきていると思います。したがって、そのようなサービスがこれから先、更に多様化していくのだと思います。

そうしたサービスの多様化を考えた際に、もしもこの卸制度が新たな可能性を与えることができるのであれば、その制度を当然認めてもいいと思います。今までの枠組みの中で議論をするだけではなく、部会の名称には2020と記されていたと思いますが、これから先の日本の情報通信の多様化、利活用の高度化を考えたときに、様々な可能性を与えるためにはどうすべきかということを考えるべきだと思いますし、仮に卸という制度がそれに貢献するのであれば、その中での競争の確保や透明性の確保に関する制度をしっかりと作るべきかだと思います。

(山内主査) 関口委員、どうですか。

(関口委員) 2つ質問をしたいと思います。

まず、1点目は時間軸の推移の確認をしたい。23枚目の資料で5月13日の「サービス卸」の発表があったということですが、その後の資料31ページには6月5日とありますから、これは時間軸が後だと思いますが、28、30ページの資料は「サービス卸」発表の前の意見ということよろしいでしょうか。

(事務局) 30ページの資料にある意見は、主に追加質問を行った際の回答であり、追加質問の締め切りが、5月13日の翌週の月曜日でございましたので、その意味では「サービス卸」が公表された以降のものでございます。

(関口委員) ありがとうございます。

そうすると、こういう形で意見は出てきているのですが、前回、4月に事業者ヒアリングを行

って、固定系については、「サービス卸」が出てきて状況は一変しているのも、もし可能であれば、事業者の方から、直接またご意見を伺うチャンスがあれば良いという希望があります。これは期待ということ。

もう1点は、この「サービス卸」が実現したときに、接続との関係をどう捉えていくかについての確認なのですが、この「サービス卸」によって期待されている事象の1つは、先ほどの利用率が低い、未利用芯線が47.5%もあるということでした。ここの部分をNTT東西さんの自前の営業活動では限界があるということで、チャンネルを広げたいという趣旨があると思います。その意味で、先ほどからグループ内での独占回帰のようなことの懸念がいくつかの意見の中にも反映されていると思います。そこは1つの現象ではありますが、実はチャンネルを広げるという点で、ある提案をされてきたと理解すると、そのチャンネル拡大は、むしろ促進すべきことなのではないかと思えます。

そのときに卸の提供方法が全く未知数なので、今日ご提供いただいている資料についても、全て仮定のお話になっているかと思えます。単位として芯線単位なのか、利用者単位でメニューが出てくるのかもよく分からない前提で、仮に利用者単位で出してきたときには、現行の方式の料金と差が出てしまうという説明を受けましたが、その点もよく分からない状況で、どこまで議論を詰めていく必要があるのかと思えます。

ただし、少なくとも、25 ページにある、現行方式で実現済みの芯線単位の提供ではないⅣのようなことが出てくると、Ⅱの分岐単位のOSU専用などはやはり検討対象にせざるを得ないという点は、この資料のとおりだと思います。

ただし、Ⅱが未実現としていた主な根拠の1つは、設備競争を確保しなかったというのが大きな理由だと思います。Ⅲは、違うサービスが入ってきてコントロールが難しくなってしまう。先ほど辻先生が昔の事例を紹介されていましたが、新幹線の上に在来線が走るようなもので、管理が難しく技術的に困難だということで、Ⅲは吹っ切れたのかと思えます。Ⅱは、やってやれないことはないのですが、残りの芯線の負担や投資回収の道が閉ざされることの懸念があって、実現しなかったという経緯もあるので、今後も設備競争を維持するためにはどのような水準が必要なのかについて、再確認する必要があると思えます。

もう1つ、接続と卸の整理が必要との資料が32 ページにあります。今のフレッツは、NTT東西自らが営業している点から言うと、接続原価に営業費を入れて価格設定をしておき、そこはベンチマークとして概ね営業費を2割と設定して、この2割の範囲で、価格がダンピングではないかというスタックテストを行い、チェックしていることになるわけです。

自ら最終ユーザ向けにB2Cでやらなくなることになり、B2B2Cになると、営業費の部分が抜けてくる。となると、卸の提供価格を接続料と違う数字で本当に出せるのかという点が、疑問に思うところ

ろです。

少なくとも、適正報酬を含めた方式で実現している現状の接続料設定は、コスト、自己資本利益率、他人資本利益率計なのです。それを将来原価方式から想定需要で割って料金を出しているわけです。

この接続料より、もし卸料金が下がってくると、自らの自己資本利益率相当分を削って商売することになるので、サステナブルな事業展開ができないのではないかと思います。では、接続の料金と卸料金は等しいのか、あるいは接続料より少し上乘せして出してくるのだろうかという辺りが、おそらく落とし所なのかと感じています。ピンポイントで接続料を下げることは、もちろんあるかもしれないですが、後半に出てくる禁止行為規制で、どこの業者にもその値段で出さなければいけないことを考えると、やはり事業展開上、継続可能な水準として、接続料より下げてくるのは少し問題かという気がしますので、その点について、卸に何らかのオーディティングをすべきタイミングがこれから来るのだと思います。

(山内主査) ありがとうございます。この問題について、他のご意見はいかがでしょうか。

(舟田委員) 今、関口委員が最後におっしゃったことに私も賛成で、接続については、ぎりぎりのコストとの関係から接続料が出ているので、それと全く別に卸料金が出てくるというのは考えられないと思います。そういう意味では、32ページの事務局ペーパーで、「接続」と「卸役務」の関係をどう考えるかという質問が出されていますが、料金という意味では、これまで長年大変なコストをかけて積み上げた接続料システムというものを基礎にして、「卸役務」の料金を考えていきたいと思います。

普通、公益事業料金で規制をかける場合、上限規制が一般で、これほど NTT の独占力が強いわけですから、普通の理論で行くと、独占が強ければ料金を不当に高くするかもしれない。そのために高くするのを抑えることが上限規制が本来の趣旨なのです。現在、電力料金の小売料金など、まさに上がりそうなものを抑えているのが上限規制です。

しかし、電気通信は不思議なことに、電気通信の特性でしょうか、逆に下限規制として機能していると思います。これより下になると、コスト割れになりますからいけませんよという下限規制になっているのだと思います。独占的事業者はもちろんそういうこともあり得て、一時的にコストを割っても、それによって競争事業者を排除して、より自分の独占力を確保した後で値上げすればいいとして行われる可能性がある。これが典型的な略奪的価格引き下げの理論です。そういう他者を不当に排除するようなコスト割れの原価を付けるのはいけない。これは普通言われていることです。

それでは原価割れとは何かということは、やはり卸規制の場合も考えないといけない。その場合にはやはり最初に申し上げたように、接続料というのが1つの基準になるのではないか。そのまま

かどうかは別としてですね。

(辻委員) 今の舟田先生の意見と基本的に同じなのですが、1つポイントは、卸料金というのは、総務省が検証をそもそもできないといえますか。接続料は今の規制では全部のデータを出して、その合理性、経済性、公平性を議論できます。しかし、基本的に今の制度では、卸料金について中身を出せということは言えませんから、出てきたものについて、接続料よりも上がっているかどうかを、スタックテストのようなもので外見的に、今言われたような略奪的価格になっていないということはチェックできるかと思います。

ですから、事後的に卸料金が適切になるよう、適切というのは接続料の意味ではなくて、何か今の制度の中で検証できるような仕組みは確保できるような気がいたします。卸の特質である異常な価格付け、相対付けのようなものもありますから、それをぎちぎちに縛るような接続料的なものを入れると、これは意味がなくなってしまう気がいたします。ですので、そこは事後的な、規制というよりも検証的なものを作っておけば、競争事業者から、これは略奪的価格だという申出が出るような仕組みは、今でもありますけれど、それを活用できると思います。あまり接続料並みの規制的なものは、卸については要らないような気がします。大事な点なので、議論していくべきだと思います。

(山内主査) 砂田委員、どうぞ。

(砂田委員) 通信制度の議論の件については分からないので、ICT 産業の今後、2020 年代の発展方法という視点から考えてみました。

過去 20 年で ICT 産業の中でコンピュータのハードウェアは本当にコモディティ化しましたし、過去 10 年で固定電話の収益というのは 10 分の 1 くらいになってきたと思います。代わりにモバイルへ移りましたが、モバイルの方も音声通話はどんどん縮小していて、データ通信、さらに今伸びているのはむしろその上のプラットフォームやソリューションの意味でのサービスだと思います。

そうすると、2020 年代以降の ICT 産業がどうなるのかも考えていくと、様々な異業種との連携も含めたソリューション系のサービスをどれだけ出していくのかとか、M2M の新しいサービスをどれだけ発展させていくかというのが、国際競争力という視点からも、イノベーション促進という視点からも恐らく重要だろうと思っています。

私は、先ほど三友先生がおっしゃった意見に賛成なのですが、その観点から言った場合、確かに固定の通信とか、モバイルの通信の中では非常に支配的な NTT がいたり、3 グループがいたりとなっているのですが、常にその分野で支配的な事業者であっても、例えば Apple との交渉力ではどうなのかとか、いろいろ考えたときに、あくまでもその分野で支配的だからという理由で非常に強い規制を課してしまうことは、イノベーションの促進にはならない気がいたします。

その意味で申し上げますと、今回の「サービス卸」は、仮に1ユーザ単位というお話でしたが、私は1ユーザ単位で提供の方が利用率も上がってよろしいのではないかと考えています。問題となるのは、接続との公平性・透明性というのはご指摘のとおりで、江崎先生が最初におっしゃったように、ここは本来の卸だとビジネスライクなことなのかもしれませんが、公平性の確保については最低限何か仕組みを考える必要があると考えております。

(山内主査) 菅谷先生、どうぞ。

(菅谷委員) 皆さんのお話を伺っていて、いろいろこの経緯も理解したところです。20ページの、「分岐単位接続料」を巡る過去の議論について事務局にお聞きしたいのですが、例えば平成20年3月の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において、「1芯当たりの接続料そのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置」と書かれていますが、今日の資料の9ページで接続料が下がっている図がありますけれども、これは、その意味では実現しているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) 9ページをご覧くださいますとおり、この当時、平成20年でございますので、平成20年の辺りを見ていただきますと、約5,000円から、先ほどご紹介したように2,808円まで、これは将来原価方式で算定しておりますので、3年間の需要を見越して、あるいは原価についてもフォワードルッキングの変化の部分積んで、その原価を需要で割った形で算定するようになっております。その結果、このような接続料の推移となっております。

(菅谷委員) もう1つは平成24年3月情郵審二次答申の光配線区画の拡大、補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入で、この結果というのはどういうものなんですか。

(事務局) 21ページに資料がございます。先生が今言われたとおり、大きく2つございます。ここでは3つに分かれています。まず、既存の光配線区画の統合を進めるということでありました。全国に160万区画程度あります光配線区画を、隣接するものについては2つを統合していくことをやっておりますが、その実態は、東日本で現時点まで0.8%、西日本で0.2%に留まっております。

また、NTTが使う光配線区画とは別に、接続事業者向けの区画を新設するという動きもありましたが、分岐端末回線が長くなってしまい、却ってその部分の接続料が、この図で言いますと、271円から503円に値上がりするというので、この接続事業者向けの光配線区画というものは現在使われておりません。

また、エントリーメニューは芯線単位の接続料のまま、新規参入者に配慮した形で、初年度に一部を減額し、複数年段階料金になるものですが、これも現在接続約款に盛り込まれておりますが、使っている事業者はありません。

(菅谷委員) ということで、これまで分岐単位接続料に代わる規格で、ある程度うまく行っているも

のもあるし、うまく行ってないものもある中で、今回また分岐単位接続料の話が出てきたのは、おそらく論点の1つとしては、皆さんがお話しされたような、サービス単位の卸が出てきたときの料金規制の在り方といいたいでしょうか。卸は規制されていないが、接続料を例えば分岐単位で規制することによって、非対称規制と言うべきかどうか分かりませんが、1つのサービスは規制されていて、もう1つのサービスは規制されていない。その結果、規制されていないサービスが間接的な形で何らかの影響を受けるような、そういう制度を目指していく考え方がこの中にも垣間見られると感じました。

(山内主査) ありがとうございます。まだご意見はあろうかと思いますが、時間の関係もございますので、2つ目の論点、「市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方」です。こちらでもまたご議論いただいた後に、全体の討議とさせていただきます。これについて事務局からご説明をお願いいたします

(事務局) お手元の資料の8-2をご覧ください。

まず、3ページでございます。検討の全体像でございますが、今回のテーマはこの四角で囲っております「(4) 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方」というところでございます。続いて、4ページでございます。現状と2020年代に向けた課題でございます。まず、NTTグループにおいては平成11年の再編成後、持株体制の下、事業を運営されております。直近においては、平成23年の電気通信事業法等の改正を受けまして、競争事業者との同等性確保のための措置、機能分離が実現されております。

また、近年のサービス動向を見ますと、例えば固定と移動の連携、電波利用の連携、あるいは垂直統合型のサービスの進展等ございまして、通信サービスとあらゆる分野との連携を深めるということでございます。他方で、直近のデータを見ますと、NTT東西のFTTHの契約数のシェアは71.4%となっております。NTTドコモの携帯電話の契約数のシェアは、減少しているものの、41.1%。携帯、PHS、BWAの合計でございますが、これは40.4%でございます。いずれもNTTグループのシェアは首位ということでございます。こうした観点から、3つの論点を上げさせていただいております。

1つは、(1) 公正競争の一層の徹底と、イノベーション促進の双方の観点を踏まえつつ、NTT東西、ドコモに課している禁止行為規制の在り方についてどう考えるべきか。(2) その他NTTグループへの規律の在り方についてどう考えるべきか。(3) NTT東西による「サービス卸」の提供計画についてどう考えるべきか。この3つでございます。

次の5ページ目ですが、若干おさらいということになりますけれども、NTTの組織の変遷でございます。昭和60年の民営化後、例えばNTTデータの分社化は昭和63年、NTTドコモの分社が平成4年。あるいは平成11年に再編成いたしまして、NTTの持株体制の下で今事業の運営がされているという

こととございます。

次に6ページ目でございます。電気通信事業法への変遷でございます。自由で多様な事業展開を可能とするために、参入規制や料金制度については、基本的には規制緩和となっております。他方で、消費者保護ルールを整備しているということとございます。また、先ほどの固定でも議論がございましたが、非対称規制について整備するという状況でございます。

また、次の7ページのデータでございますが、サービス別の契約者のシェアは、直近のデータでございますが、上がサービスベース、下が設備ベースとなっております。例えば固定ブロードバンドにおいてはNTT東西のシェアが54%ある。うち、FTTH、光ファイバにおきましては71%のサービスベースでのシェアがあるということ。一番右にございます、携帯電話、PHS、BWAの合計でございますが、約41%の契約数のシェアとなっているところでございます。他方、下にございますが、設備ベースにおいては、光ファイバ回線におきましては、まだ8割弱のシェアをNTT東西が持っているという状況でございます。

これらを踏まえまして、8ページ以降が論点となっております。

まず、9ページ以降が禁止行為規制についての論点でございます。まず、禁止行為規制の概要がございます。四角囲みにございますように、禁止行為規制とは、ということとございますが、市場支配的な事業者が市場支配力を濫用することによって公正競争環境を損なうことを防止する観点から、例えば特定の電気通信事業者に対して不当に優先的に、又は不利に取り扱う等を禁止する制度でございます。一種の固定、二種の移動体がございます。それぞれの制度が若干異なります。

まず、一種の固定につきましては、都道府県ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有することが基準でございまして、50%を超えると指定することとなっております。現在、NTT東西が指定されているということとございます。

指定を受けますと、例えば接続約款の認可制、あるいはここに書いております行為規制ということで、特定の業務以外への情報流用を禁止とか、公平な取扱いとか、公正競争環境を損なうことを防止する観点から、特定の電気通信事業者に対して、不当な規律・干渉を禁止するということがございます。

また、右側のモバイル、第二種でございますが、業務区域ごとに10%、これがメルクマールであり、これを超えますと指定されるということとございまして、現在はNTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、そして、ソフトバンクモバイルが指定されてございます。これを第二種指定と呼びますが、指定されますと接続約款の届出等がございます。

さらに、シェアが25%を超える場合においては、個別に指定された者が禁止行為規制の対象になるということと、現在はNTTドコモのみが指定されているということとございます。指定されます

と、情報流用の禁止とか公平な取扱いの行為規制が課されるというものでございまして、固定とモバイルで若干制度が異なるということでございます。10 ページ以降は論点でございます。

まず、大きな論点としましては、公正競争の一層の徹底、あるいはイノベーション促進の観点から NTT 東西、ドコモに課している禁止行為規制をどう考えるべきかということでございます。

各論の論点が3つございます。1つは規制の趣旨ということでございまして、「業務改善命令等では是正可能であり、現行規制を見直すべき」とか「現行規制を維持すべき」等の意見がございしますが、そもそも規制の趣旨をどう考えるか、ということでございます。

2つ目の論点でございますが、対象の在り方ということで、一種固定あるいは二種モバイルについての規制対象をどう考えるべきか。特にグループ化やグループ内連携の進展を踏まえ、規制対象をグループ一体としてみることにどう考えるか、ということでございます。

また、規制されている行為が3類型ございます。下に図がございしますが、1つ目が接続の業務で知り得た情報の目的外利用を禁止する。2つ目が特定の電気通信事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いをしてはいけない。3つ目が製造業者等、「等」というのは例えばコンテンツプロバイダでございますが、端末メーカーやコンテンツプロバイダ等へ不当に規律・干渉をしてはいけない。

それぞれ、各項がございしますが、これらの類型についてどう考えるかということが各論でございます。

次の11 ページでございますが、各論の1つ目の論点でございます。「業務改善命令等では是正可能であり、現行規制を見直すべき」というご意見、あるいは逆に「現行規制を維持すべき」というご意見がありますが、それについてどう考えるかということでございます。

まず、制度導入の背景・趣旨でございますが、平成13年にこの規制が導入されましたが、当時、独占市場から競争市場へ移行する過程でありました。あるいは市場が成熟していく中で、市場支配力の濫用行為が生じる蓋然性が高まったということがございます。

市場支配力を濫用した場合、例えば公正な競争や利用者利益を含めた電気通信市場の健全な発達に及ぼす弊害は著しく大きく、看過し得ないという状況にございまして、これらを踏まえ、行為を類型化し、あらかじめ規制したものでございます。

仮に弊害が実際に発生していなくても、類型化された行為を行えば、直ちに改善命令等の対象になりまして、例えば登録の取消し等の対象になり得るという規制となっております。

ご参考までに業務の改善命令を下に掲げております。この規定は、市場支配的事業者以外も対象になります。第29条でございますが、「あらかじめ特定の行為を禁止するものではなく、実際に弊害が生じてから発動される。このため、登録の取消しは、業務改善命令発動後、これに従わなかった場合に行われる。」というものでございます。

12 ページはご参考までに各事業者のご意見を類型化したものでございます。「禁止行為規制を維持すべき」あるいは「廃止すべき」というご意見でございます。

続いて 13 ページ目でございます。対象の在り方について。第一種指定電気通信設備を設置する者、NTT 東西、あるいは第二種指定電気通信設備を設置する者、すなわち NTT ドコモに対する規制対象をどう考えるか。また、グループ化等の進展を踏まえ、規制対象をグループ一体としてみることにどう考えるか、ということでございます。先ほど江崎先生から B2B2C のお話もございましたが、これに関連するものかと思えます。

この制度導入の背景・趣旨でございます。まず、固定通信市場においてはいわゆるボトルネック設備でございましたので、その設置自体によって市場支配力を有するというところでございます。

また、モバイルについてはボトルネック性はないものの、相対的に多数のシェアを持つということで交渉力を有するというところでございます。また、それが大きな市場シェアを持てばさらに交渉力を有する、つまり市場支配力を有すると認定するものでございます。

14 ページが環境の変化等でございます。まず、固定通信市場においては引き続き NTT 東西のシェアが高いという状況でございます。他方、モバイルにつきましては、現在、NTT ドコモだけが指定されている条件もございしますが、NTT ドコモの収益シェアは、これは委員限りのデータでございしますが、制度導入当初から大幅に減ってきているということでございます。ただし、引き続き第 1 位のシェアを占めているということもございします。

他方で、競争事業者である KDDI、ソフトバンクモバイルの収益シェアは伸びてきているということがございます。

また、モバイルの市場においては、引き続き、電波の有限希少性という観点がございします。また、3 グループに集約しているという環境の変化があらうかと思っております。これらを踏まえ、規制対象についてどう考えるか、ということがございます。

ご参考までに、次のページ以降、データをお示ししております。

まず、15 ページにつきましては、固定通信市場、いわゆる第一種の NTT 東西の設備シェアですが、依然として高いシェアを占めているということでございます。ちなみに、これはメタルと光の合計のシェアでございます。

続いて、16 ページは、これも委員限りのデータでございしますが、モバイルの端末シェアとなっております。これらの形でシェアの推移がみられるということでございます。

ご参考までに 17 ページでございます。いわゆるモバイル分野における市場支配的な事業者の指定の考え方でございます。省令ないしガイドラインの基準でございしますが、収益シェアが 25% を超えるか否か、これが 1 つのメルクマールとなっております。25% を超えた場合においては、かつ 40%

のシェアを超えますと、市場支配力を原則的には推定し、下の囲みにございます、事業規模や事業の代替性等の諸要因を勘案しながら、特段の事情がない限りは指定するというございます。

また、25%を超え、40%以下については、シェアが1位、2位の場合にこのような形で指定を行うというガイドラインとなつてございます。

また、18 ページ目は、これも委員限りのデータでございますが、いわゆる禁止行為規制の基準となる収益シェアでございまして、直近のデータでございます。このような形で制度当初から大幅な推移が見えるということでございます。

続いて、20 ページ、競争評価の状況でございます。これは去年の競争評価の分析です。特に右側の移動系データ通信については、1番、「首位のNTTドコモのシェアは高く、同社が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる」。それから、4番、「NTTドコモが単独で、又は複数事業者が強調して市場支配力を実際に行使する可能性は低い」という分析が去年の競争評価で出されているということでございます。

続きまして、3番目の論点、21 ページでございます。3類型の行為規制についてどう考えるか、ということでございます。

それぞれ、制度導入の趣旨・背景ですが、まず、1号、情報の目的外利用の禁止でございます。当時は接続の業務を通じて色々な情報を得られるという立場にございました。それらが目的外利用されれば、不当な競争が引き起こされる蓋然性が高いというのが1号の考え方でございます。また、2号につきましては、ひとたび市場支配力を有する者がこのような行為を行った場合においては、公正競争等に及ぼす弊害が特に大きく、看過し得ないという考え方でございました。

3号の端末メーカーやコンテンツプロバイダへの不当な規律・干渉につきましては、電気通信事業との密接不可分な関係にあったということでございます。これに対して、不当な規律・干渉等が行われれば、公正競争等にもたらす弊害が大きく、看過し得ないというのが当時の考え方としてございました。

22 ページは、それらの3類型についてのガイドラインでございます。具体的にこういった行為がなされたら駄目だというのがガイドラインに書かれております。特に中心となるのは、この「自己の関係事業者等」の記述が多いということでございます。事業の関係事業者、すなわちグループ内での取引についての規定が多いのが現在のガイドラインとなっております。

この3類型については、23 ページですが、環境の変化があると考えております。まず、1号の目的外利用の禁止については、携帯電話事業者が伸長してございまして、それが扱う情報も増加していると考えております。また、MVNOの振興に伴い、MNOからネットワークを借りるということでございますから、MVNOが2020年度に向けて、M2MやIoTの事業主体としてもその役割はますます高くな

ると期待されるということで、その際の情報の目的外利用について考えるというのが1号でございます。

2号につきましては、各種連携サービス、固定通信市場、モバイル市場との連携、あるいは上位レイヤとの連携、あるいは業者の連携がこれから進む中でどう考えるかということがございます。

3号につきましては、端末メーカー等について、グローバル企業が相当大きく伸張しているという中で、この1号、2号、3号についてどう考えるかという問題提起でございます。

24 ページはご参考までに携帯電話の契約数が制度導入当初から現在までにどれだけの倍率で伸びているかということでして、大きく伸びているということがございます。

また、25 ページにおいても、グローバル企業の伸張ということで、制度当初から比べると、かなり大きく状況も一変しているのではないかと考えてございます。

26 ページ、27 ページは、この禁止行為規制に対する事業者の考え方を整理させていただいております。

以上が1つ目の禁止行為規制の考え方でございます。続いて、「その他 NTT グループへの規律の在り方」ということで29 ページに参ります。

各論として2つございます。1つは、平成23年に行ったいわゆる機能分離、あるいは業務範囲規制等についてどう考えるべきか。2つ目は、事業者等から意見のございました NTT グループに対する規律等、出資比率、特定関係事業者制度というのがございますが、これについてどう考えるか、ということがございます。

まず、30 ページでおさらいですが、現在の NTT グループの概要ということで、持株体制の下、NTT 東日本は100%保有、NTT コミュニケーションズに対しても100%保有している。NTT ドコモに対しては63.3%の保有率、NTT データに対しては54.2%の保有率というのが現在の状況でございます。

これらを踏まえ、次の31 ページですが、大きく3つ論点を掲げております。1つは機能分離に係る現状の規律ということでございまして、平成23年の電気通信事業法の改正に係るものでございます。この改正によって、NTT 東西の設備部門と営業部門との間での接続関連情報の目的外利用を禁止することから、体制を整備したものでございます。

また、2つ目、活用業務というのがございます。NTT 東西が公正競争の確保に支障のない範囲で所有する設備、技術、職員を活用した業務、これを活用業務と言いますが、従前は認可制だったものを、この23年改正で届出により行えるようになったということがございます。

また、3つ目、いわゆる NTT ファイナンスに関するものでございますが、平成24年2月に NTT グループの各事業会社が、いわゆる子会社である NTT ファイナンスに対し料金債権を譲渡し、同社が料金審査、請求書発行、料金回収の関係の業務を移管することを発表いたしました。

それぞれについてどう考えるかということでございますが、各社が講ずべき措置を我々としてはお示しし、毎年、それについて報告を受けているという状況についてでございます。それについてどう考えるか、ということでございます。

32 ページは各事業者のご意見でございまして、例えば「機能分離に加え、第三者機関を設置すべき」とか、あるいは「現行の業務範囲規制では不十分である」、あるいは「NTT グループの連携（料金等の業務に係る移管等）について規律すべき」というご意見をいただいたところでございます。

少し飛びまして、35 ページでございます。出資比率、あるいは特定関係者事業者制度についてでございます。まず、1つ目が NTT ドコモ、NTT コミュニケーションズへの出資比率についての概要ですが、平成4年に NTT ドコモを分離し、平成11年にコミュニケーションズを再編成したということでございますが、過去の審議会等の答申において、持株会社からの出資比率を順次低下させるという記述が答申に盛り込まれてきたという状況がございます。それについて、現状、どう考えるかということでございます。

また、特定関係者事業者制度についてですが、これは第一種、すなわちボトルネック設備を所有する事業者については関連性の強い会社、密接に関係する事業者を特定し、それらとの役員の兼任を禁止するとか、接続あるいは周辺業務についても公平な取扱いを義務付けるという制度がございます。

現在、NTT コミュニケーションズが指定されておまして、NTT 東西と NTT コミュニケーションズの間で、特定関係者事業者制度がございますが、これらについてどう考えるかということでございます。これについては、総務省としては毎年、その措置状況の報告を受けているという状況でございます。

36 ページは、これらについての事業者のご意見です。例えば「出資比率はさらに下げられるべき」というご意見とか、あるいは「特定関係者事業者制度の対象範囲を拡大すべき」というご意見をいただいているということでございます。

最後の論点、38 ページでございます。先ほどもご議論いただいた「サービス卸」につきまして、競争事業者からの競争を排除するというご懸念もいただいておりますが、これらの提供についてどう考えるべきか、という問題提起をさせていただいております。説明は以上でございます。

(山内主査) 後半は、「NTT グループを中心とした規律の在り方」ということで、事務局からご説明がありましたように、個別の禁止行為規制、あるいはその他の NTT グループの規律の在り方、「サービス卸」の問題も出ましたけれども、そういったところでご議論を賜ればと思います。これについて何かご意見、ご質問はありますか。

(江崎委員) さっきの酒井委員からもありました、今 OTT が非常に伸びていて、そこを伸ばすような

ことをやらないといけないという話も関係するかと思います。

NTTグループとしての発展をやらないといけない一方で、OTT系との連携が出てきたときに、そちらの方での寡占化が既にものすごい勢いで進んでいるということを考えると、改めて新しいサービスを、あるいは事業者を促進することを考えるということの大原則として確認をした上で、この議論をやっていくということはとても重要なことだろうと思います。

(山内主査) ありがとうございます。関口さん、どうですか。

(関口委員) 前半の光の卸の議論でも、未利用芯線の稼働率を上げなければいけないということで、チャンネルを増やすということがありました。モバイルはモバイルで、従来の電気通信事業者以外の事業者との取組が、M2Mを中心としてこれから活発になってくるだろうというときに、旧来型のこれも駄目、あれも駄目と縛ることが、事業意欲を削いでしまうことについては、少し見直すタイミングが来たのかなという気がしています。

ただ、その一方で、野放しにしたら駄目だという意見も多々提出されていますので、グループ規律の在り方については、今までとは少し違うバリエーションが出てくることになります。違う会社が1枚噛んでまた戻ってきってしまうなんていう、昔でいう潜脱行為に近いようなことがあり得るかもしれないということを考えると、グループに対する一定のウォッチが必要なのだろうということは感じます。

ただ、そのためにすべての取引について同等性を確保しなければいけないということまでは、私はもう時代が変わってきてしまっていると思っています。この禁止行為規制の資料の中で示されている、特に3号のように、電気通信事業者が製造業をいじめるとか、実は既に逆でありまして、だいたい時代が変わってしまったという印象を受けます。その意味では、今回、1度、禁止行為規制の見直しについては、前向きに検討したいと思います。

(山内主査) どうぞ、舟田委員。

(舟田委員) 一般的なことしか申し上げられないですけど、11ページの規制の趣旨の中の、特に「業務改善命令等で是正可能であり、現行規制を見直すべき」と、そういう意見をどう考えるかということです。

特に枠に3つありまして、2つ目の点が子会社等の差別的な取扱いです。禁止行為の2号は、規定時にはこういうことが頭にあったのだろうと思います。22ページの2号のところで、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与」の例として挙げられているのは、自己の関係事業者との関係です。

ですから、これは、よく差別規制だと言いますけれども、一般の差別規制とは違うということですね。たぶん、これを作ったときに頭にあったのは、金融規制におけるアームズ・レングス規制、

つまり、自分も自分の子会社も、他社と同じように公平に扱えという規制です。あれは銀証分離の後、子会社がやっていいという規制緩和があったので、アームズ・レングス規制を行ったということだと思います。これも、一般的な差別的取扱いの禁止ではなくて、自分の子会社なり関係業者だけ優遇する、あるいは気に入らない競争事業者だけ不利な扱いをすとかいうことの規制をすということだと思います。

この 11 ページの一番下に業務改善命令について、具体的な条文があります。この業務改善命令にあるのは、たぶん、不当な差別的取扱いをして、かつ、公共の利益を著しく害する場合に業務改善命令を受けると、確かそういうことになっています（第 29 条 1 項 10 号）。

私はいつもキャリアに、この 2 号の子会社等の差別的取扱いと業務改善命令とは、範囲は理論的には一致しないはずだということを言っています。規制の趣旨で言うと二重規制という仕組みではないということだと思います。

11 ページで言うべきことがもう 1 つありまして、ここに市場支配力とか市場支配的事業者とか書いてあります。NTT 東西はもちろんそこに当たることは問題ないですけども、ドコモはこれに当たるか。平成 13 年当時は問題なかったと思いますけれども、現在、これに当たるかという問題があると思います。

この規定を平成 13 年に作った当時に参考にした諸外国の例は 2 つありまして、1 つが EU の SMP 規制です。どうして Significant なのかよく分からないけれども、顕著なマーケットパワーを持つ事業者として、EU では各国の移動通信事業者のほとんどを指定した。1 国に 1 つではなくて、シェアが 20% なり 30% ぐらいの移動通信事業者も SMP として規制したということが 1 つの参考例としてあったと思います。その背景にはもちろん電波の割当てを受け、かつ寡占事業者であるから、一定の規制をすべきであるというのが EU の方にあっただのではないかと思います。

もう 1 つは、これも記憶が確かではないのですが、その 2001 年の少し前に(1997 年)、これは総務省の方で古い人はよく覚えているでしょうけれども、GATS 電気通信合意のレファレンスペーパー、それを組み込んだ各国の約束表を含む「電気通信第 4 議定書」というのが出まして、そこで 2 つのタイプの規制をすることになった。

1 つはメジャーサプライヤーの不可欠設備に対する規制で、もう 1 つは、問題になっている禁止行為のような反競争的行為のタイプの規制です。単なるレファレンスペーパーですから、規範力はありませんけれども。そういうことも背景にあって、この規定を作ったので、市場支配力といっても、若干、収益シェアを 60% から下がって 40% にしたというのは、40% 超ならば市場支配的事業者とみていいだろうという背景があったのではないかと思います。

しかし、現在、それでいいのかどうか。特にシェアが下がり続けている傾向は非常に大きな要因

ですから、ここは廃止することも私は理論的には十分あり得るのではないかと、あるいは検討の対象になると思います。

(山内主査) ありがとうございます。

(大谷委員) 禁止行為規制ですが、条文の読み方が結構難しいのですけれども、前提になっているのが、例えば、今舟田先生がおっしゃった2号の規定というのは、特定の電気通信事業者に対して不当に優先的な取扱い、若しくは利益を与え、不当に不利な取扱いをし、ということなので、不当に優先的かどうかということについての情報の透明性が図られていないときには、あまりこれは、強い規制ですけれども、実際には使いづらいのかなと思って、拝見しております。

先ほどからサービス卸の話が出てきていますが、卸というのは、これから透明性の確保、公平性の確保ということについて十分議論をするとしても、接続と同等の透明性が担保できるのかというのは、少し我々の知恵の出どころだとは思いますが、なかなか禁止行為規制をかけるだけの十分なデータが集まるのかどうか。

つまり、規制の前提となる情報が、例えば競争事業者だったり、それから規制当局の中に集まるのかどうかといった観点で、もしかしたら実効性を失っていく可能性もあるかなとみております。

先ほどもこの禁止行為規制の中身、それから立て付けということをもう少し顕在化した方がいいというご意見も出ていたところですので、やはり現状に即した形で考えるべきかと思います。ただ、卸のニーズを全く否定するものではないので、ニーズとか社会全体にとって十分に活かせるポイントというのは活かしつつ、それを利用した不公平な取引というものは、競争阻害的な行為というのは阻止できるように、うまく規制全体を見直していく必要があるのではないかなと思って、改めて条文などを読んでいるところです。

念頭に置いているのは、NTT東西はボトルネック設備を持っている事業者ということですが、このとき、ドコモについてはシェアが低下しているのでどうなのかという議論があるところです。これまでもヒアリングの過程で、この禁止行為規制で困っていることがあったら是非言って欲しいということを何度か質問させていただいて、追加の質問に対してもある程度のご回答はいただいているものの、どこがどう困っているのか、まだイメージしづらいです。

例えばイノベーションを阻害するという一般論はいただいているのですが、つまり、禁止行為規制を緩和することによって、どんな新しい世界を見せてくれるのかということについてのイメージを抱かせていただけると、非常にありがたいかなと思います。規制の見直しについて、本当にイノベーションに繋がっていくという確信を持って見直しすることができるだろうと思いますので、具体的に、本当にここがまさに痒いところ、痛いところという話があれば、是非いただければとも思っているところです。

もうヒアリングという状況ではなくなっていますが、そういった具体的なイメージをもたないと、この規制の議論も難しいように理解しております。以上です。

(辻委員) 今の大谷委員の話聞いて、規制の流れは全体的にあるわけですね。事前規制から事後規制へという形になっていっています。

それから、私が非常に印象に残っているのは、そもそものこの禁止行為、特にドコモの禁止行為の恩恵を被っている人たちが、ヒアリングで、ドコモさんが気の毒だからもういいという発言をされたことです。それを、我々委員がもっとドコモさんを縛って、ソフトバンクさん伸びてください、auさん伸びてくださいというのも変な気もします。

この禁止行為についてのコメントの要約がありましたけれども、KDDIさんはここへは載せてありませんけど、ソフトバンクさんとか抜いておられるのは、そういうのがあから、あまり追加質問とかで言われたくなかったのかもしれない。ですので、やはり競争事業者の方でそんな印象が出ているので、もちろん理論的とか実証的に厳密に、解除するにはそれなりの根拠が要するというのであれば、それを議論していけばいいと思います。私は携帯については競争事業者の方の印象が非常に強く残っています。

(山内主査) どうぞ、菅谷委員。

(菅谷委員) 私も総論的なお話になってしまいますけれども、今日のペーパーを見たときに、ドミナンス性、独占性とかを考えると、固定と移動は別々に考えた方がいいのではないかと、ということはかなり説得力のある説明になるかなと思います。

それから、特に欧米なんかを見てみますと、今はもうキャリア同士の競争というよりは、キャリア対OTTの競争みたいな形で、いわゆるネットワークレイヤではなくて、その上のプラットフォームとアプリケーションのレイヤから攻められているという状況もあるので、そういう意味では、特に移動系の現行の禁止行為規制の枠組みについては、やはり少し見直しが必要ではないのかなと感じております。

(山内主査) どうぞ、舟田委員。

(舟田委員) 12ページ右側にNTTドコモさんの意見が記載されています。毎回おっしゃっていることですが、結論から言うと、私はよくご事情も分かったし、菅谷さんがおっしゃったように、私も若干見直すべきではないかという気持ちを持っております。

12ページ右側に事前規制から事後規制へ見直すことが必要と書いてありますけれども、禁止行為というのは法律学者から見ると事後規制ですね。しかし、どうしても事業者は事前規制だと思込む。理由もよく分かります。あるところと提携するときに、後で事後規制だからその提携は違法だと言われたらたまりませんから、事前に打診するわけです。事前に打診してチェックされることを

事前規制と呼んでいるのだらうと思います。

ヒアリングの中で、KDDI の社長さんなんか、らでいっしゅぼーやと提携するのがなぜいけないのか、そんなものまで規制する必要はないと言っておりましたけれども、そのとおりです。この2号は、さっき言いましたように、子会社なり関係事業者を優遇するとか、自分の競争相手だけいじめるとかを規制する趣旨ですから、上位レイヤの色々な企業と提携するのはむしろ歓迎すべき。先ほど砂田さんがおっしゃったようなことです。

そういう意味では、12 ページのドコモさんの、特に右下の「大きな萎縮効果を及ぼす」とありますけれども、これは確か2年ほど前に若干規制緩和をして、共同ガイドラインも少し直したはずですが、今でも同じような主張をなさっているのです、何らか、廃止ないしは修正が必要なのではないかという気がしております。

先ほども少し言いましたが、この2号の趣旨は、自己の関係事業者との具体例が何か出ていましたけれども、本来、そういう趣旨ですから、NTT グループとは関係ない上位レイヤの事業者と提携をすること、特別な関係を持つことに何の問題もないと思います。そういう趣旨をはっきりするような修正といいますかね、何かを考えてもいいのではないかと思います。

(山内主査) そのほか、ありますか。

今のご意見だと、固定とモバイルの違いということについて1つ意見が出ました。

(江崎委員) 趣旨としては、当然ながら上位レイヤのところとの提携自体を自由にさせるというのはとてもいいことだと思います。

特にアプリケーションレイヤの人たちからすると、エンドユーザへのアクセス数の広さと速さがアプリケーションの技術にとって一番重要なポイントになりますので、そのときにアクセス周りのところとの公正さが担保されていないと、自動的にロックオンしやすい環境が出てくるというのがあります。そこは禁止しておかないと、一見携帯のところでは同等に見えるところでも、足回りのところまで含めると非常に優位な立場にあるという可能性が出てくるというのは気にしておかないといけないところです。

グループとしてきちんと公正なことができているかというのはチェックしないといけないと思います。

(山内主査) 固定とモバイルを分けるというのも1つだし、そうではなくて全体として見るということも1つだということですね。ほかにいかがでしょうか。

(関口委員) 資料8-1に戻りたいのですが、後ろの方に個別論点というのがあって、誰も見向きもしていないので一言だけ。

33 ページ以降に NGN のオープン化についての経緯等が書いてあって、個別論点としてせっかくあ

りますので、一言発言します。NGN のスタートからずっと様々な研究会の中で色々勉強などをさせていただいたのですが、35 ページの赤い点線の四角の中にいくつかコメントがあるのですが、3 番目のところに、機能のアンバンドルの基準について、具体的な要望があつて、技術的に可能で、過度な経済的負担がないということを前提にしてアンバンドルしていくことを推奨するとあります。現実にはなかなかアンバンドルは進んでいませんが。

実は、要望があつても実際に使ってもらえないという実態があつて、アンバンドルを積極的に考えるけど、使ってくれるのですかねって常に言われるということもあるので、これから NGN の活用を更に進めていくことについて、できればアンバンドルを進めた方がいいとは思いますが、ニーズがきちんと出てこないといけないというのが大前提です。その点を踏まえた進行ということで、両者相俟ってやっと使えるものだという関係は確認しておいた方がいいだろうと思いました。以上です。

(山内主査) その他、全体を通じたご意見は。長田委員、どうぞ。

(長田委員) なかなか議論に付いていけない状況にあるというのが正直なところでは。特に NTT の卸が、実際エンドユーザにどう影響してくるのがまだ見えていないという状況です。議論にきちんと参加できない状況なので、次回までにもう少し NTT さんからもしご説明いただける資料があれば、それを出していただいて、きちんと精査していきたいなと思います。

(辻委員) 今、長田さんのご意見のように、卸サービスの全容が新聞報道ないし今日の資料等で議論しているだけで、なかなか前に進まないの、スケジュールはタイトですけど、もう1度ヒアリングをしてもらって、今日の資料と同じになるかもしれませんけれども、もう1回、質疑応答すれば良いと思います。料金なんか分かりませんということになるかもしれないですけど。それと併せて、前のヒアリングのように、関係する、既に卸反対とか色々な要望書やコメントを出されておられる方にも来てもらって、時間内で収まる程度で、具体的な話を聞かないと前へ進まないような気がしますので、ご検討いただけるとありがたいです。

(大谷委員) そういうヒアリングの機会を設けていただければ、NTT 東西さんが言われている B2B2C の2つ目の B の方のご意見も是非。つまり、卸が解禁されたらどんなサービスがしたいかということも、実際に、消費者であれ、企業ユーザも含めて、どんな使い方が可能かというイメージを喚起するのに役に立つと思いますので、是非お願いしたいと思います。ヒアリングが可能であれば、ですけど。なければいいです。

(関口委員) 今回のように、固定は固定、携帯は携帯という整理の仕方としては1つのやり方でよろしいと思うのですが、前回も少し議論のあったオフロードのことを考えると、モバイルはこれから光なしには事実上運営できないわけですね。そういう中で、この卸がどう入ってくるかというのは、

これから見ていかないといけない。MVNO がどういう形でオフロードの光を確保するかということについて、両方に関わってくるので、少し整理をしていただけるといいかなと思います。

(山内主査) ほかにいかがですか。平野さん、いかがですか。

(平野委員) 私も長田さんと同じで、NTT さんの卸サービスのことが分からないのですけれども。独占状態と言われても、利用しているエンドユーザにとっては、サービスが同じのところ、知っているところで受けられるというのは便利ですので、そのところがうまく出来ればいいと思っております。NTT さんとドコモさんが一緒になってはいけないという議論を伺って、大変混乱しております。私たちエンドユーザが求めているニーズとの距離を感じました。

(長田委員) 少し補足していいですか。

1つ、具体的なイメージで言えば、ドコモユーザが、NTT 光とのセット割が欲しいなと思っている人たちはいっぱいいると思うのですね。ほかのキャリアはあるのに。それがなかなか、別の理由で実現しないということについて、それをユーザがきちんと理解しているかといえば、そうではないのだろう、ということなのかなと思いました。

(平野委員) そうです。ありがとうございました。

(山内主査) 東海先生、何かご発言ございますか。

(東海委員) 何の問題でお話をしたらいいかわからないくらい、多角的で多様で複雑で難しい問題の提起がなされているわけですけれども。

全体から言うと、1985年に民営化してから30年、やってきたことは、まずは固定のことを考えて、エッセンシャルファシリティがあるNTT 対接続事業者という形での整理がなされて、新たな議論での電気通信事業の形成をしようということにずっと邁進してきました。そのことについては、前にも申し上げたかもしれませんが、日本の場合には島国ということも影響したかもしれませんが、その他の配慮もあって、非常にうまくできたのではないかなと、私は思っております。

その意味で今日最後に出てきた規律の問題とかNTT に対する規制の問題というのは、当然のことであったと思っております。

しかしながら、今、その間に多くの方が予測しないほどの成長がこの市場の中に入ってきて、電気通信市場をどう整理するかというときに、今度は部分的な発想ではなくて、全体を見渡して、固定の問題はこれですよ、移動の問題はこれですよという形ではない、もう少し全体を俯瞰する姿勢で、ブロードバンドですから、まさにブロードでグローバルな発想で議論を整理していくべき時期にちょうど今来ているのかなという気がいたしております。

そんな意味で、分岐単位接続料という1つの問題を取り上げれば、当時のその判断というのはその当時の環境下であって、それはそれなりの意味があったと思います。しかし、それから少し現実

が変わってきている。エントリーメニューはもう全然利用する人はいないという事実もわかったし、今度は我々が受け止めないといけない新しい環境の中でどう考えるかということになれば、新しい展開に向けて一歩踏み出すべき時が来ているのだと思いますので、そういった整理が必要だと思います。

それから、卸の話については、これはもうどうしようもなく、行政の資料も逃げて、全然説明していないですね。これはサービスを提供しようとするその構想をご本人たちにはっきりとしゃべってもらわないと、何の議論も進まないと思います。ただ、土壌は最初に申し上げたようなことかなと思っております。

しかし、いずれにしても、考えるべきことは日本経済の活性化にもものすごく影響するのがこの電気通信事業です。ですから、この在り方がどう変わるかによって、他の産業にも大きな影響を与える。ですから、その辺のところをしっかりとということ。

もう1つは、最後の問題で出てきた固定と移動というのは、私は全体を俯瞰してなんていう言い方をしましたけれども、やっぱり固定の場合は避けて通れない NTT の独占ドミナント性がありますけれども、移動の場合は日本はかなりうまく、公正な競争市場づくり、競争環境というものの整備をやってきたという気がします。その辺りで、同じようにグループ経営がどうだということだけではない、ここは金融庁ですから、そういう関係の話をするとお叱りを受けるかもしれませんが、ここは独自の整理をすべき時期に来たのかなと思います。抽象的な話ばかりで恐縮です。そんな感じがしております。

(山内主査) どうもありがとうございました。皆さんから大変貴重な意見、特に前半のご議論はかなり核心的なものだと思っております。かなり多くの方から、この「サービス卸」の関係について再度ヒアリングをしてはどうかというご意見をいただきました。今回の審議内容に非常に深く関わる、我々も議論していて、新しい提案が出てきた中で、その先をどう議論をするかというときに、内容が分からないままでは、みんなで寄ってたかって象を投げるという感じがいたしますので、やはり、NTT に対してヒアリングを実施して、内容を正確に把握すべきだと思っております。

ただ、何人かのご意見もありましたように、それに反対する社もおりますし、それをどう利用するのだということもございます。その辺も含めて、ご意見を聞きたいと思いますが、いかがでございましょうか。では、そういう方向で。ただ、時間の制約もございますので、すべてというわけには行きません。この辺は事務局と相談をさせていただいて、スケジューリング等についてはお任せいただければと思います。

それでは、今日の議論はこの辺で終わりにしたいと思います。事務局から連絡等ございましたら、お願いします。

(事務局) 議事次第の最後に参考配布と書いておりますけれども、こちらは前回の委員会において電波政策との連携ということが論点の一部となっておりますので、これに関して、電波政策ビジョン懇談会の中間とりまとめ(案)を、昨日、報道発表いたしまして、本日からパブリックコメントにかけているということもございますので、説明は省略いたしますけれども、ご参考までに机上配布させていただきましたので、適宜ご覧いただければと思います。

また、次回の日程については、調整させていただき、確定次第、別途ご連絡させていただきます。
以上、よろしくお願いいたします。

(山内主査) どうもありがとうございました。ということで、電波政策ビジョン懇談会の中間とりまとめの方をご覧いただければと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。熱心なご議論をどうもありがとうございました。

以上